

19 大基評第 86 号

2019 (令和元) 年 5 月 9 日

青山学院大学

学長 三木 義一 殿

公益財団法人 大学基準協会

会長 永 田 恭 介



「改善報告書」の検討結果について (通知)

拝啓 青葉の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は、本協会の事業推進のため、種々ご協力を賜り、深謝申し上げます。

標記に関し、昨年度、貴大学からご提出いただきました「改善報告書」につきまして、大学評価委員会において慎重に審議を行い、別紙のとおり検討結果をとりまとめましたので、ここに通知申し上げます。

敬 具

【同封資料】

「改善報告書検討結果 (青山学院大学)」

以 上

## 〈 改善報告書検討結果（青山学院大学）〉

### [1] 概評

2014（平成 26）年度の本協会による大学評価に際し、貴大学に対して、努力課題として 10 項目の改善報告を求めた。これを受けて、貴大学では、「全学自己点検・評価委員会」が主体となり、全学的な方向性を提示したうえで、各学部・研究科等の実行主体が改善活動に取り組んでいる。今回提出された改善報告書からは、貴大学が、これらの努力課題を真摯に受け止め、意欲的に改善に取り組んできたことが確認できた。

ただし、努力課題については、以下の事項に関して、引き続き一層の努力が望まれる。

第一に、博士後期課程のコースワーク（努力課題No.3）については、経済学研究科以外の研究科において、コースワーク科目の新設等がなされているが、経済学研究科では、2019（平成 31）年度よりコースワークを導入する予定であることから、着実な実行が求められる。

第二に、学生の受け入れ（努力課題No.7）については、おおむね適切に改善が図られているものの、大学評価時に提言の対象ではなかった法学研究科修士課程、同博士前期課程、国際政治経済学研究科修士課程、社会情報学研究科博士前期課程、理工学研究科博士後期課程において、収容定員に対する在籍学生数比率が低くなっているため、改善に努められたい。

第三に、図書館における専門的な知識を有する専任職員の配置（努力課題No.8）については、大学図書館の学術情報サービスを提供する体制は確保されているが、未だその配置はなされていないため、引き続き検討が望まれる。

以上の事項について、引き続き検討を重ね、より一層の改善に尽力し、貴大学が、その目的の実現のために、不断の改善・改革に取り組むことを期待したい。

### [2] 今後の改善経過について再度報告を求める事項

なし

### [3] 各指摘事項に対する改善状況

#### 1 努力課題について

No.	種 別	内 容
1	基準項目	1.理念・目的
	指摘事項	「大学院学則」および「専門職大学院学則」に掲げられた大学院、専門職大学院における設置の目的において、学校教育法に掲げられている大学院・専門職大学院の目的と同一の文言が使

	用されており、貴大学固有の理念・目的を表現するものとなっていないので、改善が望まれる。
評価当時の状況	「学校法人青山学院寄附行為」第4条第1項の建学の精神に基づき、大学・大学院・専門職大学院の目的を定めており、その適切性については、「自己点検・評価規則」「自己点検・評価委員会規則」に基づき、原則3年ごとに実施する全学的な自己点検・評価によって検証していた。2011年度に大学の理念・目的の公表方法に関する見直しなどが行われるなど、理念・目的の改善活動は行われていたが、大学院・専門職大学院の目的の文言については改善事項として認識されていなかった。
評価後の改善状況	2015年7月25日開催の全学自己点検・評価委員会において、改善に向けた全学的な方針として、執行部が主体となり、2015年度内を目標に大学院・専門職大学院の設置目的を本学固有の目的となるよう学則変更を行うことを決定した(1-1)。この方針に基づき、執行部にて「大学院学則」および「専門職大学院学則」の改正案を作成した。改正案は、改廃手続きに基づいて2015年11月9日、11月30日、12月14日および2016年2月29日開催の学部長会に執行部により発議され(1-2、1-3、1-4、1-5)、学内の手続きを経て2016年4月1日より施行された(1-6、1-7)。
改善状況を示す具体的な根拠・データ等	
1-1 2015年度第2回全学自己点検・評価委員会議事録および資料	
1-2 2015年度第11回学部長会議事録および資料	
1-3 2015年度第12回学部長会議事録および資料	
1-4 2015年度第13回学部長会議事録	
1-5 2015年度第15回学部長会議事録	
1-6 青山学院大学大学院学則	

<a href="http://www.aoyama.ac.jp/wp-content/uploads/2018/03/rules_daigakuin_honbun.pdf">http://www.aoyama.ac.jp/wp-content/uploads/2018/03/rules_daigakuin_honbun.pdf</a> 1-7 青山学院大学専門職大学院学則 <a href="http://www.aoyama.ac.jp/wp-content/uploads/2018/03/rules_senmonshoku_daigakuin_honbun.pdf">http://www.aoyama.ac.jp/wp-content/uploads/2018/03/rules_senmonshoku_daigakuin_honbun.pdf</a>
--

No.	種 別	内 容
2	基準項目	4.教育内容・方法・成果 (1)教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針
	指摘事項	全学部・研究科において、教育課程の編成・実施方針は、教育内容・方法に関する基本的な考え方を示していないので、改善が望まれる。
	評価当時の状況	教育課程の編成・実施方針は、全学部・研究科において設定し公表されていたが、その内容が「カリキュラム体系」と「特色」という構成になっており、現行の教育課程の実態を説明するに留まっていた。
	評価後の改善状況	教育課程の編成・実施方針の改善については、2015年7月25日開催の全学自己点検・評価委員会において、改善に向けた全学的な方針として、2016年度に3ポリシーを一体的に改定することを決定した(1-1)。あわせて、3ポリシーの策定・公表に係る学校教育法施行規則改正への対応が必要となったことから、2016年5月30日開催の学部長会において、全学的な「3ポリシー策定プロジェクト」(以下「プロジェクト」という。)の設置を学長が決定したことにより、その中で改善を図ることとした(2-1)。 大学全体として一貫性のある3ポリシーを策定するため、2016年6月30日開催のプロジェクトにおいて、策定の枠組みや各ポリシーに記載すべき内容(要素)等に関する考え方を明確にし(2-2)、2016年7月25日開催の学部

		<p>長会において、プロジェクトから提案された内容に基づいた 3 ポリシーの策定を行うように学長から各部局へ依頼された (2-3)。</p> <p>各部局における 3 ポリシーの策定作業後、記載内容に関する全学的な調整、学外への公表方法の検討および本学の 3 ポリシー策定に関する基本的な考え方をプロジェクトで整理し、2016 年 12 月 12 日、2017 年 1 月 16 日および 2017 年 2 月 27 日開催の学部長会の議を経て、学長が全学的な 3 ポリシーを決定した (2-4、2-5、2-6)。</p> <p>このように、認証評価において指摘されていた教育課程の編成・実施方針は、学校教育法施行規則改正への対応と連動させながら全学的に改善を行い、その結果として、学位授与方針に掲げられた内容を達成するためのカリキュラムの構成原理等が記載されたものに改善され、2017 年度より大学 HP や授業要覧などに掲載された (2-7)。</p> <p>なお、教育課程の編成・実施方針を含めた 3 ポリシーについては、2017 年 3 月 13 日開催の学部長会において、各年度の自己点検・評価の中で見直しを図ることが学長より報告されたため (2-8)、3 ポリシーの更新方法をはじめ、策定に関する基本的な考え方や今後取り組むべき課題等を取りまとめた「3 ポリシー更新マニュアル」(2-9) を全学自己点検・評価委員会が作成し運用している。</p>
	<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <p>1-1 2015 年度第 2 回全学自己点検・評価委員会議事録および資料</p> <p>2-1 2016 年度第 4 回学部長会議事録および資料</p> <p>2-2 2016 年度第 1 回 3 ポリシー策定プロジェクト議事録および資料</p> <p>2-3 2016 年度第 8 回学部長会議事録および資料</p> <p>2-4 2016 年度第 13 回学部長会議事録および資料</p> <p>2-5 2016 年度第 14 回学部長会議事録</p> <p>2-6 2016 年度第 15 回学部長会議事録</p>	

2-7	大学ホームページ <a href="http://www.aoyama.ac.jp/outline/information/education/diploma.html">http://www.aoyama.ac.jp/outline/information/education/diploma.html</a> <a href="http://www.aoyama.ac.jp/outline/information/education/curriculum.html">http://www.aoyama.ac.jp/outline/information/education/curriculum.html</a> <a href="http://www.aoyama.ac.jp/outline/information/education/admission.html">http://www.aoyama.ac.jp/outline/information/education/admission.html</a> 2018年度授業要覧、大学院要覧（全学部、全研究科） <a href="http://www.aoyama.ac.jp/faculty/study_guide/">http://www.aoyama.ac.jp/faculty/study_guide/</a> <a href="http://www.aoyama.ac.jp/faculty/study_guide/graduate.html">http://www.aoyama.ac.jp/faculty/study_guide/graduate.html</a>
2-8	2016年度第16回学部長会議事録および資料
2-9	3ポリシー更新マニュアル

No.	種 別	内 容
3	基準項目	4.教育内容・方法・成果 (2) 教育課程・教育内容
	指摘事項	全研究科の博士後期課程において、リサーチワークにコースワークを適切に組み合わせたカリキュラムとはいえないので、課程制大学院制度の趣旨に照らして、同課程にふさわしい教育内容を提供することが望まれる。
	評価当時の状況	研究科の教育課程の適切性については各研究科教授会や各研究科会議体において検証されていたが、一貫制博士後期課程を除く博士後期課程のカリキュラムに関して、リサーチワーク中心で適切なコースワークを課していない状況であった。
	評価後の改善状況	【大学全体】 2015年7月25日開催の全学自己点検・評価委員会において、改善に向けた全学的な方針として、各研究科が主体となり、2018年度入学適性に向けて、コースワークとリサーチワークを組み合わせたカリキュラムの検討を行うことを決定した(1-1)。その結果、2018年度時点で次のとおり8研究科において導入され、1研究科においても2019年度より導入予定である。  【文学研究科】

	<p>文学研究科では、大学全体の改善策に沿って、各専攻においてカリキュラムの見直しを行い、2017年9月13日開催の文学研究科教授会で変更案を承認し(3-1)、学内の手続きを経て青山学院大学大学院学則別表1(第28条関係)に定めた(3-2)。</p> <p><b>【教育人間科学研究科】</b>  教育人間科学研究科では、大学全体の改善に沿って、教育学専攻分科会と心理学専攻分科会においてそれぞれコースワーク科目の検討を行い、2017年11月29日開催の教育人間科学研究科教授会において変更案を承認し(3-3)、学内の手続きを経て青山学院大学大学院学則別表1(第28条関係)に定めた(3-2)。</p> <p><b>【経済学研究科】</b>  経済学研究科では、大学全体の改善策に沿って、経済学研究科主任会においてコースワーク設置方針および原案を作成し、2018年5月23日開催の経済学研究科教授会において正式に承認を得て(3-4)、2019年度から導入する予定である。</p> <p><b>【法学研究科】</b>  法学研究科では、大学全体の改善策に沿って、法学研究科主任会においてカリキュラムの見直しを行い、2017年10月18日開催の法学研究科博士後期課程委員会で変更案を決定し(3-5)、学内の手続きを経て青山学院大学大学院学則別表1(第28条関係)に定めた(3-2)。</p> <p><b>【経営学研究科】</b>  経営学研究科では、大学全体の改善策に沿って経営学研究科教務委員会においてカリキュラムの見直しを行い、2017年6月21日開催の</p>
--	---

	<p>経営学研究科教授会で変更案を承認、決定し(3-6)、学内の手続きを経て青山学院大学大学院学則別表1(第28条関係)に定めた(3-2)。</p> <p><b>【国際政治経済学研究科】</b>  国際政治経済学研究科では、大学全体の改善策に沿って2018年1月17日開催の国際政治経済学研究科教授会にてコースワークの導入に係る学則の変更を承認し(3-7)、学内の手続きを経て青山学院大学大学院学則別表1(第28条関係)に定めた(3-2)。</p> <p><b>【理工学研究科】</b>  理工学研究科では、大学全体の改善策に沿って、大学院教務主任会議においてカリキュラムの見直しを行い、2016年9月28日開催の理工学研究科教授会で変更案を承認し(3-8)、学内の手続きを経て青山学院大学大学院学則別表1(第28条関係)に定めた(3-2)。</p> <p><b>【社会情報学研究科】</b>  社会情報学研究科では、大学全体の改善策に沿って、2016年11月9日開催の大学院社会情報学研究科教授会において審議の結果、博士後期課程に単位制を導入することを承認した(3-9)。それに合わせて、リサーチワークに繋がるコースワーク科目として、選択必須科目「社会情報学研究法A、B」をカリキュラムに加えた。学内の手続きを経て青山学院大学大学院学則別表1(第28条関係)に定めた(3-2)。</p> <p><b>【会計プロフェッション研究科】</b>  会計プロフェッション研究科では、大学全体の改善策に沿って、2017年11月15日の会計プロフェッション研究科博士後期課程委員会においてコースワークに関する履修内規を策定</p>
--	--



	した(3-10)。この内規に基づき、2019年度からアカウンティング・メソッド科目を設置することとし、学内の手続きを経て青山学院大学大学院学則別表1(第28条関係)に定めた(3-2)。
改善状況を示す具体的な根拠・データ等	
1-1 2015年度第2回全学自己点検・評価委員会議事録および資料	
3-1 2017年度第5回文学研究科教授会議事録および資料	
3-2 青山学院大学大学院学則別表1(第28条関係) <a href="http://www.aoyama.ac.jp/outline/data/rules.html">http://www.aoyama.ac.jp/outline/data/rules.html</a>	
3-3 2017年度第11回教育人間科学研究科教授会議事録および資料	
3-4 2018年度第3回経済学研究科教授会議事録および資料	
3-5 2017年度第2回法学研究科博士後期課程委員会議事録および資料	
3-6 2017年度第4回経営学研究科教授会議事録および資料	
3-7 2017年度第12回国際政治経済学研究科教授会議事録	
3-8 2016年度第8回大学院理工学研究科教授会議事録および資料	
3-9 2016年度第9回大学院社会情報学研究科教授会議事録および資料	
3-10 2017年度第8回会計プロフェッション研究科博士後期課程委員会議事録および資料	

No.	種 別	内 容
4	基準項目	4.教育内容・方法・成果 (3)教育方法
	指摘事項	全学的にシラバスについて、成績評価方法・基準が明らかでないものが散見されるため、改善が求められる。
	評価当時の状況	シラバスについては、作成の手引書などを整備し、共通の様式により作成し、大学ホームページにて公開しており、「授業改善のための学生アンケート」の中でシラバスに関する項目を設け、シラバスに基づいた授業展開であったか、検証していた。また、同アンケートにおける学生の回答は各科目担当教員にも開示し、次年度の授業改善に資するようになっていた。しかし、シラバスには教員によって記述内容に精粗があり、成績評価方法・基準等が明らかでなく

	<p>「総合的に評価する」といったものが散見され、授業種別（形態）の情報を開示していないものがあつた。</p>
<p>評価後の改善状況</p>	<p>2015年7月25日開催の全学自己点検・評価委員会において、改善に向けた全学的な方針として、全学教務委員会が主体となり、成績評価方法・基準等の明示に関する検討を行うことを決定した（1-1）。</p> <p>それを受け、全学教務委員会においてシラバスの書式および記載内容の統一について検討した。その結果、2015年10月21日開催の全学教務委員会において、2016年度シラバスから、成績評価の「方法」「基準」「割合（%）」を具体的に示すことを求めるとともに、「出席の取り扱い」を定めることを決定した（4-1）。</p> <p>さらに、成績評価方法・基準をより明確に示すために、2017年6月14日および7月12日開催の全学教務委員会で、「成績評価方法/Evaluation」欄をテキスト入力（フリー入力）から、試験（Exam）、レポート（Report）、平常点（In-class Points）等の選択肢を選んで入力するプルダウン方式（複数選択可）に変更する事を決定し、2018年度シラバスより適用した（4-2、4-3）。</p> <p>なお、上記内容も含めたシラバス入稿に関する注意点については、各教員へ毎年度「シラバス入稿マニュアル」に取りまとめて配付しており（4-4）、必要に応じて「シラバス入稿マニュアル」の改訂を行っている。</p> <p>これらの取り組みにより、成績評価方法・基準は全学的に統一された形式で明示された。</p>
<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p>	<p>1-1 2015年度第2回全学自己点検・評価委員会議事録および資料</p>

4-1	2015年度第5回全学教務委員会議事録および資料
4-2	2017年度第2回全学教務委員会議事録および資料
4-3	2017年度第3回全学教務委員会議事録
4-4	2018年度シラバス入稿マニュアル

No.	種 別	内 容
5	基準項目	4.教育内容・方法・成果 (3) 教育方法
	指摘事項	1年間の履修登録できる単位数の上限について、文学部フランス文学科の2年次で52単位、国際政治経済学部で4年次で54単位、総合文化政策学部で4年次で52単位と高いので、単位制度の趣旨に照らして、改善が望まれる。また、文学部英米文学科、教育人間科学部教育学科において、両学科とも各年次に44～48単位と1年間の履修登録できる単位数の上限を設定しているものの、編・転入後、2年間に限り、最大56単位まで履修できるので、改善が望まれる。
	評価当時の状況	各学部の評価当時の状況は次のとおりである。 <b>【文学部英米文学科】</b> 各年次に44～48単位と1年間の履修登録できる単位数の上限を設定していたが、編・転入後、2年間に限り、最大56単位まで履修できるよう配慮がされていた。  <b>【文学部フランス文学科】</b> 文学部フランス学科の各学年の最高履修制限単位は1年次44単位、2年次52単位、3年次46単位、4年次42単位であり、2年次のみ52単位となっていた。  <b>【教育人間科学部教育学科】</b> 各年次に44～48単位と1年間の履修登録できる単位数の上限を設定していたが、編・転入後、2年間に限り、最大56単位まで履修でき

		<p>るよう配慮がされていた。</p> <p><b>【国際政治経済学部】</b>  国際政治経済学部の各学年の最高履修制限単位は1～3年次44単位、4年次54単位と4年次のみ54単位となっていた。</p> <p><b>【総合文化政策学部】</b>  総合文化政策学部の各学年の最高履修制限単位は、1年次46単位、2～3年次44単位、4年次52単位と4年次のみ52単位となっていた。</p>
	<p>評価後の改善状況</p>	<p><b>【大学全体】</b>  2015年7月25日開催の全学自己点検・評価委員会において、改善に向けた全学的な方針として、指摘された各学部・学科が主体となり、最高履修制限単位に関する見直しをすることを決定した(1-1)。この方針に基づき当該学部・学科での検討の結果、年間の履修登録単位数の上限を2016年度入学生より50単位未満に設定することとした。なお、学部・学科によっては、全学的な方針が出る以前に対応を開始していた。  指摘を受けた学部・学科の改善取り組み、現在の年間履修登録単位数の上限は次のとおりである。</p> <p><b>【文学部】</b>  文学部では、大学全体の改善策に先立ち、教授会において年間履修登録単位数の見直しを行った。  2014年7月30日開催の文学部教授会で、フランス文学科の最高履修制限単位を48単位とし、2015年度入学生より適応する変更案を承認し(5-1)、2015年度より授業要覧文学部履修ガイドに反映された(5-2)。また、2015年</p>

	<p>12月9日開催の文学部教授会で、学部における編入学・転学部・転学科の「入学時の最高履修制限単位超過規定」の廃止を決定し(5-3)、2016年2月20日開催の文学部教授会で、「編入学又は転学部・転学科学生の既修得単位の認定等に関する内規」の改正を行った(5-4)。</p> <p><b>【教育人間科学部教育学科】</b>  教育人間科学部では、大学全体の改善策に沿って、2015年11月25日開催の教育人間科学部教授会で学部における編入学・転学部・転学科の「履修制限単位の特例の廃止」を決定し承認を得て(5-5)、2016年2月20日開催の教育人間科学部教授会において「教育人間科学部編入学又は転学部・転学科学生の単位認定等に関する内規」の一部改正を行った(5-6)。</p> <p><b>【国際政治経済学部】</b>  国際政治経済学部では、2014年5月21日開催の国際政治経済学部教授会にて4年次の履修制限単位を50単位未満とすることを決定し(5-7)、さらに2015年1月21日開催の国際政治経済学部教授会にて学部カリキュラム変更の文脈で決定することを学部主任会に一任したことを受けて(5-8)、2015年2月6日開催の国際政治経済学部主任会にて4年次の履修登録単位の上限を54単位から48単位に変更することを決定した(5-9)。当該決定は2016年度より『授業要覧〔国際政治経済学部履修ガイド〕』に反映されている(5-10)。</p> <p><b>【総合文化政策学部】</b>  総合文化政策学部では、大学全体の改善策に先立ち、年間履修登録単位数の上限の見直しを行い、2014年5月21日開催の総合文化政策学部教授会で、全学年とも上限を48単位とする</p>
--	--

	修正案を決定し(5-11)、2015年度入学生より適用するよう、『授業要覧〔総合文化政策学部履修ガイド〕』に反映されている(5-12)。
改善状況を示す具体的な根拠・データ等	
1-1	2015年度第2回全学自己点検・評価委員会議事録および資料
5-1	2014年度第8回文学部教授会議事録および資料
5-2	授業要覧〔文学部履修ガイド〕2018 <a href="https://www.aoyama.ac.jp/wp-content/uploads/2018/04/2018_授業要覧-文学部.pdf">https://www.aoyama.ac.jp/wp-content/uploads/2018/04/2018_授業要覧-文学部.pdf</a>
5-3	2015年度第15回文学部教授会議事録
5-4	2015年度第18回文学部教授会議事録および資料
5-5	2015年度第14回教育人間科学部教授会議事録および資料
5-6	2015年度第18回教育人間科学部教授会議事録および資料
5-7	2014年度第3回国際政治経済学部教授会議事録
5-8	2014年度第17回国際政治経済学部教授会議事録
5-9	2014年度国際政治経済学部主任会議事録
5-10	授業要覧〔国際政治経済学部履修ガイド〕2018 <a href="https://www.aoyama.ac.jp/wp-content/uploads/2018/04/2018_授業要覧-国際政治経済学部.pdf">https://www.aoyama.ac.jp/wp-content/uploads/2018/04/2018_授業要覧-国際政治経済学部.pdf</a>
5-11	2014年第3回総合文化政策学部教授会議事録
5-12	授業要覧〔総合文化政策学部履修ガイド〕2018 <a href="https://www.aoyama.ac.jp/wp-content/uploads/2018/04/2018_授業要覧-総合文化政策学部.pdf">https://www.aoyama.ac.jp/wp-content/uploads/2018/04/2018_授業要覧-総合文化政策学部.pdf</a>

No.	種 別	内 容
6	基準項目	4.教育内容・方法・成果 (4) 成果
	指摘事項	文学研究科において、フランス文学・語学専攻を除き、特定の課題についての研究成果の審査基準が、国際マネジメント研究科一貫制博士課程および会計プロフェッション研究科博士後期課程において、学位論文審査基準が明文化されていないので、課程ごとに『大学院要覧』などに明記するよう、改善が望まれる。

<p>評価当時の状況</p>	<p>2014 年度からすべての研究科・専攻において、形式を統一した特定の課題についての研究成果の審査基準または学位論文審査基準を策定し、『大学院要覧』や大学ウェブサイト上での公開に取り掛かっていた。2014 年度時点では、多くの研究科において、『大学院要覧』などで特定の課題についての研究成果の審査基準または学位論文審査基準を学生に示していたが、上述の一部の研究科については、対応が続いており、掲載に至っていなかった。</p>
<p>評価後の改善状況</p>	<p><b>【大学全体】</b>  2014 年度の『大学院（授業）要覧』に特定の課題についての研究成果の審査基準または学位論文審査基準が掲載されていない研究科・専攻においては、引き続き策定に取り組み、2015 年度より『大学院（授業）要覧』に明記した。</p> <p><b>【文学研究科】</b>  文学研究科では、各専攻の分科会において特定の課題についての審査基準の検討を行い（6-1、6-2、6-3、6-4）、2015 年度より『大学院要覧』に明記した（6-5）。</p> <p><b>【国際マネジメント研究科】</b>  国際マネジメント研究科では、2015 年 3 月 4 日開催の国際マネジメント研究科博士課程委員会において学位論文審査基準についての検討を行った上で、同委員会において学位論文審査基準を決定し（6-6）、2015 年度より『授業要覧』に明記した（6-7）。</p> <p><b>【会計プロフェッション研究科】</b>  会計プロフェッション研究科では、会計プロフェッション研究科教授会において学位論文審査基準についての検討を行い、2015 年 1 月 14 日開催の会計プロフェッション研究科教授会</p>

	で博士論文基準案を決定し (6-8)、2015 年度より『大学院要覧』に明記した (6-9)。
改善状況を示す具体的な根拠・データ等	
6-1	2014 年度第 13 回英米文学科分科会議事録および資料
6-2	2014 年度第 14 回日本文学科分科会議事録および資料
6-3	2014 年度第 13 回史学科分科会議事録
6-4	2014 年度第 12 回比較芸術学科分科会議事録
6-5	大学院要覧〔文・教育人間科・経済・法・経営・国際政治経済・総合文化政策学研究科〕2018 <a href="https://www.aoyama.ac.jp/wp-content/uploads/2018/04/bunkei.pdf">https://www.aoyama.ac.jp/wp-content/uploads/2018/04/bunkei.pdf</a>
6-6	2014 年度第 8 回国際マネジメント研究科博士課程委員会議事録および資料
6-7	授業要覧〔国際マネジメント研究科国際マネジメント専攻〕2018 <a href="https://www.aoyama.ac.jp/wp-content/uploads/2018/04/graduate_abs_dr_2018.pdf">https://www.aoyama.ac.jp/wp-content/uploads/2018/04/graduate_abs_dr_2018.pdf</a>
6-8	2014 年度第 15 回会計プロフェッション研究科教授会議事録
6-9	大学院要覧〔会計プロフェッション研究科〕2018 <a href="https://www.aoyama.ac.jp/wp-content/uploads/2018/04/2018_会計プロフェッション研究科.pdf">https://www.aoyama.ac.jp/wp-content/uploads/2018/04/2018_会計プロフェッション研究科.pdf</a>

No.	種 別	内 容
7	基準項目	5.学生の受け入れ
	指摘事項	収容定員に対する在籍学生数比率について、法務研究科で 0.41 と低く、理工学部機械創造工学科で 1.24、社会情報学研究科博士後期課程で 2.33 と高いので、改善が望まれる。
	評価当時の状況	収容定員、入学定員の管理は教授会および研究科教授会において、入学者数、在籍学生数が入学定員、収容定員と大幅に乖離することのないよう、過年度の入学試験結果と入学者数を踏まえて慎重に合否判断をすることで適正におこなっていたが、収容定員に対する在籍学生数比率（以下「在籍学生数比率」という。）が一部の学部・学科、研究科において適正な数値にはなっていなかった。



指摘された各学部学科・研究科の在籍学生数比率の内訳は、以下のとおりであった。

**【法務研究科】**

2013年5月1日現在

	収容定員	在籍学生数	在籍学生数比率
2013年度	150	62	0.41

**【理工学部機械創造工学科】**

2013年5月1日現在

	収容定員	在籍学生数	在籍学生数比率
2013年度	325	402	1.24

**【社会情報学研究科博士後期課程】**

2014年5月1日現在

	収容定員	在籍学生数	在籍学生数比率
2014年度	9	21	2.33

評価後の改善状況

**【大学全体】**

2015年7月25日開催の全学自己点検・評価委員会において、改善に向けた方針として、指摘された部局が主体となり収容定員に対する在籍学生数の適切な管理を行うための対応を検討し、取り組むことを決定した(1-1)。なお、在籍学生数の適切な管理は当該部局に限らず行うべき事項であると上記委員会にて判断し、全部局を対象として適切な管理を行うよう方向性を示した。指摘された部局の対応状況は以下のとおりである。

**【法務研究科】**

入学者確保のための施策として、2014年度より法科大学院お試し受講プログラムの開講、挑戦的社會人コース(3年標準コース)の設置、特別履修制度などによって、在籍学生数比率改善を図った(7-1、7-2)。また、2016年4月6日および4月20日開催の法務研

究科教授会において、2017年度入学者からの入学定員を大幅に削減する（35名から18名）ことを決定した（7-3、7-4）が、2017年度の段階で抜本的な解決には至らなかった。

2017年4月10日、4月24日および5月15日開催の学部長会を経て、本研究科の学生募集停止が大学として決定されたため、在籍学生数比率の改善を図る余地がなくなった（7-5、7-6、7-7）。

	収容定員	在籍学生数	在籍学生数比率
2014年度	135	50	0.37
2015年度	120	42	0.35
2016年度	105	34	0.32
2017年度	88	29	0.33
2018年度 <sup>※1</sup>	53	19	0.36

※1 学生募集停止

※2 各年度5月1日現在の数値

**【理工学部機械創造工学科】**

機械創造工学科の在籍学生数率が1.00を超えていることについて、2015年度に学習意欲のない学生と保証人を交えての話し合いを積極的に行った。この結果、2016年5月1日現在の在籍学生数率は、1.14となった。2016年1月13日開催の理工学部教授会において定員増の承認を行い（7-8）、2017年度および2018年度には学生確保目標数を入学定員と一致させた。

毎年2月に行われる入学試験の合格者数については、学科全体の在籍学生数も考慮して、全学科が基準内になるように補欠合格者数を決定した。その結果、2018年5月1日現在の在籍学生数比率は、1.08となり適正な数値に近づいた（7-9）。

	収容定員	在籍学生数	在籍学生数比率
2014年度	340	430	1.26
2015年度	340	412	1.21
2016年度	340	386	1.14

2017年度	350	409	1.17
2018年度	360	390	1.08

※ 各年度5月1日現在の数値

【社会情報学研究科博士後期課程】

2016年6月22日および2017年6月21日開催の社会情報学研究科教授会において、学位取得支援体制の強化および入学者選抜の基本方針を確認し検討した結果(7-10、7-11)、2018年5月1日現在の在籍学生数比率は、1.78となり適正な数値に近づいた(7-12)。

	収容定員	在籍学生数	在籍学生数比率
2015年度	9	17	1.89
2016年度	9	20	2.22
2017年度	9	17	1.89
2018年度	9	16	1.78

※ 各年度5月1日現在の数値

改善状況を示す具体的な根拠・データ等

- 1-1 2015年度第2回全学自己点検・評価委員会議事録および資料
- 7-1 2014年度第9回法務研究科教授会議事録
- 7-2 2014年度第14回法務研究科教授会議事録
- 7-3 2016年度第1回法務研究科教授会議事録
- 7-4 2016年度第2回法務研究科教授会議事録
- 7-5 2017年度第1回学部長会議事録
- 7-6 2017年度第2回学部長会議事録
- 7-7 2017年度第3回学部長会議事録および資料
- 7-8 2016年第14回理工学部教授会議事録
- 7-9 大学資料集'18「教務課1：学生定員、在籍学生数および収容定員充足率」
- 7-10 2016年度第4回大学院社会情報学研究科教授会議事録および資料
- 7-11 2017年度第4回大学院社会情報学研究科教授会議事録および資料
- 7-12 大学資料集'18「大学院1：大学院研究科の学生定員、在籍学生数および収容定員充足率」

No.	種 別	内 容
8	基準項目	7.教育研究等環境
	指摘事項	相模原キャンパスの万代記念図書館において、専門的な知識を有する専任職員が配置されていないので、改善が望まれる。
	評価当時の状況	<p>本学は、本館（青山キャンパス）と万代記念図書館（相模原キャンパス）の2つの図書館を有しており、両図書館ともに資料収集・提供関連業務、利用者サービス業務などの専門業務については業務委託をしていた。評価当時、万代記念図書館に在籍していた委託スタッフ16名中15名が司書資格を有しており、上記の業務は専門性を有した者により行われていた。</p> <p>一方、大学図書館には、カリキュラムと直結した資料整備や情報リテラシー教育、大学の研究成果の集積と発信、図書館委員会等での教員との連携など、多角的な視点に立って実施する業務も存在する。専任職員はこれらの管理運営に務めていたため、司書資格の有無は配置の条件としていなかった。</p>
	評価後の改善状況	<p>2015年7月25日開催の全学自己点検・評価委員会において、改善に向けた全学的な方針として、政策・企画部が主体となり、専門的知識を有する専任職員（司書）の図書館への配置の必要性を検討することを決定した（1-1）。</p> <p>認証評価受審時の評価結果に対する意見申し立ての通り、従来から当該図書館は教員、専任職員および業務委託（司書資格）が連携し、各々の役割を明確にしながら、在学生に学術情報サービスを提供できる体制を確保してきた（8-1）。認証評価での指摘を受け、全学的な内部質保証システムにおいて、当該図書館に関する毎年度の自己点検・評価結果を全学自己点検・評価委員会において確認し、加えて第3</p>

	<p>期認証評価における観点も同委員会で報告を行った(8-2)。その結果、当該図書館では現在の運営方法で学術情報サービスを提供できる体制が整備されていることを改めて確認した。</p> <p>以上のことから、本学としては、専任職員の司書資格有無によらず、図書館サービスとして在学生、教員へ学術情報サービスを提供する体制を今後も確保していく考えである。</p>
<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <p>1-1 2015年度第2回全学自己点検・評価委員会議事録および資料</p> <p>8-1 2015～2017年度大学・短期大学・高専図書館調査票(日本図書館協会)</p> <p>8-2 2016年度第6回全学自己点検・評価委員会議事録および資料</p>	

No.	種 別	内 容
9	基準項目	7.教育研究等環境
	指摘事項	研究活動の不正行為への対応について、規程等がないので、改善が望まれる。
	評価当時の状況	2013年度より、総務担当副学長を長とした産学連携業務等の実施に関する利益相反や倫理問題等を包括的に扱う体制として「利益相反及び研究教育倫理ワーキンググループ」を発足させ、「青山学院大学における利益相反及び研究教育倫理に関する指針」を定めて基本ガイドラインとする運用体制を敷いていた。研究活動の不正行為への対応については、明確な規程等を制定するに至っていなかったが、認証評価受審と並行して検討中であった。
	評価後の改善状況	引き続き、総務担当副学長のもと、研究推進部にて不正行為に対応する規定制定を検討し、「青山学院大学公的研究費の運営、管理及び監査の実施体制に関する規則」、「青山学院大学研究活動における不正行為の防止の実施体制に関する規則」として原案を取りまとめた。両規則案は改廃手続きに基づき、2015年3月2日

	開催の学部長会に研究推進部により発議され (9-1)、学内の手続きを経て、同年4月1日 から施行された(9-2、9-3)。
改善状況を示す具体的な根拠・データ等	
9-1 2014年度第16回学部長会議事録および資料	
9-2 青山学院大学公的研究費の運営、管理及び監査の実施体制に関する規則	
9-3 青山学院大学研究活動における不正行為の防止の実施体制に関する規則	

No.	種 別	内 容
10	基準項目	10.内部質保証
	指摘事項	内部質保証の体制について、「自己点検・評価規則」 「自己点検・評価委員会規則」に基づき、3年ごと に『自己点検・評価報告書』が作成されているもの の、毎年行うこととなっている自己点検・評価は各 教授会、委員会などでの個別的な事項の検討には取 り組んでいるが、学部・研究科として、または、全 学として、組織的、網羅的な形での自己点検・評価 活動は行われておらず、「全学自己点検・評価委員 会」および「部局等自己点検・評価委員会」の活動 の実態がなく、実質的に機能しているとはいえない。 また、全学的な自己点検・評価結果の各部局へ のフィードバックの方法、改善につなげる明確な体 制が構築されていないので、内部質保証の体制を整 備するよう、改善が望まれる。
	評価当時の状況	「全学自己点検・評価委員会」および「部局等自己 点検・評価委員会」が設置され、大学の自己点検・ 評価項目と部局ごとのマトリックス表に基づく教 育・研究および管理運営に関連するすべての分野の 自己点検・評価を毎年度行う体制が「自己点検・評 価規則」および「自己点検・評価委員会規則」にお いて規定されていた。しかし、全学および各部局の 「自己点検・評価委員会」の活動の実態がなく、ま た全学的な自己点検・評価の結果を改善につなげる 体制も明確ではないことは、認証評価受審の段階で

		<p>認識していたため、認証評価受審と並行して内部質保証体制の再整備に取り組んでいた。</p>
	<p>評価後の改善状況</p>	<p>従来の内部質保証の体制を見直して 2015 年度より新たな体制を導入するため、2014 年 7 月 23 日開催の全学自己点検・評価委員会（以下「全学委員会」という。）において点検・評価方法とその運用、関連規則の改正等を含む新たな内部質保証システムの方向性が承認された（10-1）。</p> <p>これを受け、全学委員会のもとに内部質保証ワーキンググループ（以下「WG」という。）が設置され検討を行った。WG より提案された新システムは、2014 年 12 月 24 日および 2015 年 3 月 11 日開催の全学委員会において承認され、2015 年度より運用が開始された（10-2、10-3）。</p> <p>新たな内部質保証システムでの自己点検・評価の実施体制は、①各部局の視点から自己点検・評価を行うために、各学部や研究科に設置される「部局自己点検・評価委員会」（以下「部局委員会」という。）および大学の諸活動に関する自己点検・評価を行う「担当委員会」、②特定の基準で、部局間およびキャンパス間を調整する視点で自己点検・評価を行う役割を持つ「部会」、③部局委員会、担当委員会および部会の自己点検・評価結果に基づき、全学的な視点で自己点検・評価を行い全学的な課題の選定および解決に向けた方向性を示す役割を持つ「全学委員会」の 3 階層で構成される（10-4）。</p> <p>自己点検・評価の方法は、部局ごとに経年で情報が累積できる「自己点検・評価チェックリスト」を用いる。さらに、部局委員会や部会では「報告書」を用いて、各自の特長ある取り組みや全学的に改善すべき点を全学委員会に報告する。</p> <p>それらをもとに、全学委員会は全学的な課題を選定</p>

		<p>し、課題の実行主体となった部局は「進捗確認シート」を用いて、改善に向けた計画の立案およびその結果報告を全学委員会へ行う（10-5）。</p> <p>以上のように、全学的な内部質保証システムを整備した。また、今後は内部質保証システム自体の改善も上述した体制および方法の中で行う。</p> <p>なお、本学における内部質保証システムに係る規則「青山学院大学自己点検・評価規則」および「青山学院大学自己点検・評価に係る委員会規則」の改正は、両規則の改廃手続きに基づき、2015年12月2日および2015年12月4日～9日（メール会議形式）開催の全学委員会での審議（10-6、10-7）を経て発議し、学内の手続きを経た後、2016年3月25日から施行、2015年4月1日から適用（遡及適用）された（10-8、10-9）。</p>
<p>改善状況を示す具体的な根拠・データ等</p> <p>10-1 2014年度第2回全学自己点検・評価委員会議事録</p> <p>10-2 2014年度第3回全学自己点検・評価委員会議事録</p> <p>10-3 2014年度第4回全学自己点検・評価委員会議事録</p> <p>10-4 2018年度内部質保証システム体制図</p> <p>10-5 内部質保証システム運用フロー概要</p> <p>10-6 2015年度第3回全学自己点検・評価委員会議事録</p> <p>10-7 2015年度第4回全学自己点検・評価委員会議事録</p> <p>10-8 青山学院大学自己点検・評価規則</p> <p>10-9 青山学院大学自己点検・評価に係る委員会規則</p>		

以上